**自己点検表**

委託事業者・営業所名

受託事業者・営業所名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 通達該当部分 | 審査項目 | ○× | 契約書等の該当部分（必須） |
| 3.(1) | 受託事業者は委託事業者と同一の事業及び種別であるか。 |  |  |
| 3.(1) | 委託事業者及び受託事業者は、点呼告示第５条の機能の要件を満たす遠隔点呼機器を導入しているか。 |  |  |
| 3.(2)ア | 委託事業者及び受託事業者は、点呼告示第６条を満たす施設及び環境を整え、第７条に定める運用上の遵守事項を遵守することになっているか。 |  |  |
| 3.(2)イ | 委託事業者及び受託事業者は、管理の委託受託契約書等について、事前に協議の上で定めることとなっているか。 |  |  |
| 3.(2)ウ | 管理の委託受託契約書等に取決めがない事象が生じた場合又は委託される業務内容に変更が生じた場合においては、委託事業者及び受託事業者間において協議の上、対応を決定することとなっているか。 |  |  |
| 3.(2)エ | 委託事業者と受託事業者は、事業者間遠隔点呼を受ける運転者等の個人情報の取扱いに関して双方で同意を得ることとなっているか。 |  |  |
| 3.(2)オ | 委託事業者及び受託事業者は、あらかじめ、事業者間遠隔点呼実施者と委託営業所の運行管理者等との間で連絡先を共有し、常時連絡できる体制を整えることとなっているか。 |  |  |
| 3.(2)カ | 委託事業者及び受託事業者間における連絡系統については冗長性があり、緊急時の連絡方法等についてあらかじめ定められているか。 |  |  |
| 3.(2)キ | 委託事業者は、受託事業者に対し、事業者間遠隔点呼が適切に行われているか定期的に調査することとなっているか。 |  |  |
| 3.(2)キ | 上記調査等により、是正すべき事項が明らかとなった場合は、受託事業者に必要な事項を申し入れるなど適切に業務管理することとなっているか。 |  |  |
| 3.(2)ク | 受託事業者は、委託事業者が行う調査・管理について協力することとなっているか。 |  |  |
| 3.(2)ク | 委託事業者が行う調査によらず受託事業者において是正すべき事項が明らかとなった場合に、受託事業者は当該事項について委託事業者に報告することとなっているか。 |  |  |
| 4. | 委託事業者及び受託事業者は、事業者間遠隔点呼を受ける運転者等に係る個人情報について、第三者に漏洩しないよう厳格に管理する、目的外に使用しないなど厳正に取り扱うこととなっているか。 |  |  |
| 5. | 委託料について、管理の受委託に係る諸経費が含まれ、委託事業者と受託事業者との間において合意したものとなっているか。 |  |  |
| 5. | 管理の報酬の算出の方法、基準及び支払方法・支払期限が明確になっているか。 |  |  |
| 5. | 業務量又は諸経費の増加又は減少を伴う管理の受委託内容の変更が行われた場合は、委託料を増額又は減額するものとし、その算出の方法等についても明確にされているか。 |  |  |
| 7.(1) | 受託事業者が事業者間遠隔点呼を適切に行っておらず、当該内容が是正されない若しくは委託営業所又は受託営業所のいずれかが、運送法第40条又はトラック法第33条に基づく許可の取消し又は事業の停止処分を受けたとき、事業者間遠隔点呼に係る管理の受委託契約を終了することになっているか。 |  |  |
| 9.(4) | 事業者間遠隔点呼の実施期間は、５年以内となっているか。 |  |  |

※「通達該当部分」の項中の数字は、「事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における輸送の安全に関する業務の管理の受委託について」（令和７年８月７日付け国自貨第245号、国自安第54号、国自旅第71号)の条項を示す。

※「契約書等の該当部分」の項は、例えば「事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書契約書」第１条第２項第３号であれば「契１Ⅱ」、「事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の実施方法の細目」第１条第２項第３号であれば「細１Ⅱ」と記載する。